

戦傷病者等の妻に対する特別給付金のご案内

令和3年4月1日から戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十九回特別給付金）の請求受付が開始されました。

この特別給付金は、戦傷病者等の妻の方のご労苦に対して、国として特別の慰^{いしや}藉を行うため、戦傷病者等の妻の方に支給するものです。

■ 新規支給 ■

【支給対象となる方】

令和3年4月1日において初めて「戦傷病者等の妻」に対する特別給付金の支給対象となられた方

→ 支給対象者の要件については、裏面の【第二十九回特別給付金の支給対象者早見表】でご確認ください。

【支給される特別給付金】

国債の名称	第二十九回特別給付金国庫債券（い号）
額 面	15万円〔軽症者の方は7.5万円〕（5年償還の記名国債）

■ 継続支給 ■

【支給対象となる方】

令和3年4月1日において「戦傷病者等の妻」であって、これまでに「第二十八回特別給付金国庫債券」の受給権を取得された方

→ 支給対象者の要件については、裏面の【第二十九回特別給付金の支給対象者早見表】でご確認ください。

【支給される特別給付金】

国債の名称	第二十九回特別給付金国庫債券（い号）
額 面	50万円～7.5万円（※）（5年償還の記名国債）

※ 額面は、戦傷病者等の障害の程度や受給権取得時期によって異なります。

【請求期間】

令和3年4月1日（木）から令和6年4月1日（月）

※ 請求期間を過ぎると、第二十九回特別給付金を受けることができなくなりますのでご注意ください。

【請求窓口】

お住まいの市区町村の援護担当課

※ 請求手続きの際に、本人確認を行います。詳細については、請求窓口にお尋ねください。

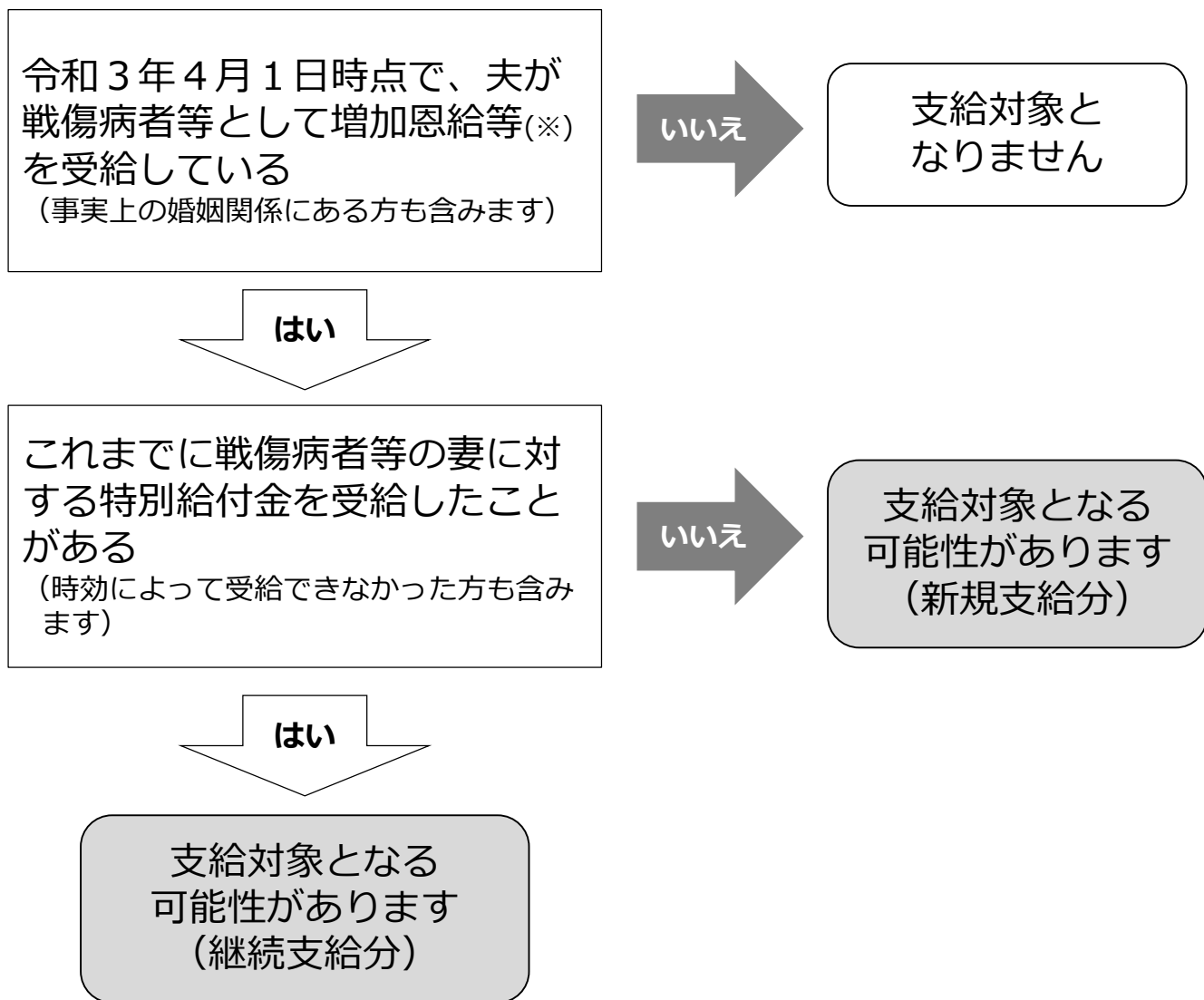
（裏面もお読みください）



【第二十九回特別給付金の支給対象者早見表】

◆早見表の見方◆

質問に該当する場合は「はい」、該当しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。



※「増加恩給等」とは、次の給付のことです。

- ・ 恩給法による増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、傷病賜金
- ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、障害一時金
- ・ 旧令共済組合特別措置法による公務傷病年金 など

- 戦傷病者等が、増加恩給等のうち傷病賜金または一時金を受けたことがある場合は、お住まいの市区町村の援護担当課に支給対象となるかご相談ください。